

仙台市 NanoTerasu 測定支援補助金交付要綱

(令和 6 年 3 月 19 日経済局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 3GeV 高輝度放射光施設 NanoTerasu (以下「ナノテラス」という。)について本市が有する年間 2,000 時間の利用権を用いた利活用促進のため、ナノテラスを利用する事業者に対し、当該事業者以外の者からナノテラスでの測定に係る助言等の支援及び測定結果の分析・解析を受けるにあたって要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、費用の一部を補助する仙台市 NanoTerasu 測定支援補助金 (以下「補助金」という。)の交付等については、仙台市補助金等交付規則 (昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) NanoTerasu シェアリング 2000 本市が有する年間 2,000 時間のナノテラスの利用権を用いて事業者がナノテラスを利用させるにあたり、本市が設けた利用枠組をいう。
- (2) コアリション 事業者が一般財団法人光科学イノベーションセンターとナノテラスの利用に関する覚書を締結することによって加入できる(「産」と「学」による)有志連合をいう。
- (3) ナノテラス測定予約 一般財団法人光科学イノベーションセンターが運営するナノテラスのビームライン予約システムにおける測定の予約をいう。
- (4) 補助事業者 第 9 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (5) 補助事業 第 9 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 国内に事業の用に供する施設を置く法人等(法人格を有しない団体であって、代表者の定めがあり、かつ、ナノテラスの産業利用を目的とするものを含み、大学、国立試験研究機関及び独立行政法人を除く)又は市長が適当と認める者
- (2) NanoTerasu シェアリング 2000 の利用承認を受けており、かつ、ナノテラス測定予約の手続きが完了している者
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
 - ア 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金の交付申請時にナノテラスのコアリションに加入している者
 - イ コアリションに加入している者のナノテラス利用権に基づきナノテラスを共同利用する者として、一般財団法人光科学イノベーションセンターあて共同利用申請書の提出がなされている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等と関係を有している者

- エ 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない又は本市の市税を滞納している者
- オ その他市長が交付対象と認めない者

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第3号エに規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第3号エに規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 大学、研究機関又は公設試験場等との共同研究費
- (2) 各種分析・解析等に専門的知見を有する事業者又は公設試験場等への委託費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

2 補助金の交付決定の日以前に前項の経費を支出した場合であっても、当該支出が補助事業及びナノテラスでの測定に必要であることを市長が認める場合においては、当該経費を前項の補助対象経費とみなす。

(補助率及び補助限度額)

第7条 市長は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、補助対象経費の2分の1に相当する額を限度として補助することができる。ただし、その額が100万円を超える場合は100万円とし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、様式第1号に必要書類を添えて、これを市長に提出して行うものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、申請が到達してから30日以内にその内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の予定額を決定するものとし、規則第6条の規定による通知は、交付決定にあつては様式第2号により、不交付決定にあつては様式第3号により行うものとする。

(交付条件)

第 10 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額が増加しない場合若しくは補助金の額に 20 パーセント以内の減額が生じる場合とする。

- 2 規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定による変更の申請は、あらかじめ様式第 4 号に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定による中止又は廃止の申請は、あらかじめ様式第 5 号に必要な書類を添えて市長に提出して行い、その承認を受けなければならない。
- 4 前 2 項の規定による申請に対する承認は、様式第 6 号により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定の内容を変更又は取消することができる。

(申請の取下げ)

第 11 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から起算して 10 日を経過した日までに、様式第 7 号により行うものとする。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、様式第 8 号に必要な書類を添えて、補助事業の完了、中止若しくは廃止の承認の日から起算して 90 日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、市長に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、様式第 9 号により行う。

(補助金の交付)

第 14 条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、様式第 10 号を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (4) 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき
- (5) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った決定に違反したとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(書類の整備等)

第 18 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、イノベーション推進部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日改正)

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和8年3月26日改正)

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。